(注)資料の中で、水俣病全体についてのことは「水俣病」と、新潟水俣病についてのことは「新潟水俣病」と書いてあります。

※6 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」のこと。2012(平成24)年7月31日で、給付申請の受付は終了しています。

※7 この人数には、亡くなった人で水俣病総合対策医療事業対象者と同様の症状があるとして、一時金の対象となった225人及び条例による福祉手当受給者が含まれています。

※8 「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき「水俣病」と認定する判断条件のこと。過去に有機水銀を摂取したこと、いくつかの症状の組み合わせ(症状の一部しかない場合も総合的に判断することは可能)があること、これらを総合的に検討し認定される。

※9 患者団体などは、条件が厳しくなったと主張しています。



Q15 なぜ、国の基準では水俣病患者と認められない人がいるのですか? また、同じ水俣病患者なのにどうして認定される人とされない人に分かれているのですか?



A15 国では、法律によって水俣病患者の判断基準※8や補償(救済)の対象を分けているからです。

国の法律で水俣病患者(「認定患者」)と認められるには、現在、国が示した判断条件を満たさなければなりません。

認定患者と認められない人は、水俣病総合対策医療事業や水俣病被害者救済措置法※6の救済対象となることができますが、これらの申請は既に締め切られています。

2004(平成16)年、熊本県が認定をしなかった裁判で、最高裁判所から、症状の一部しかない場合も水俣病と認める判決があり、2013(平成25)年には、最高裁判所から、認定基準について複数の症状がない場合でも水俣病と認定する余地はあるという判決がありました。

これを受け2014(平成26)年に改めて国から認定についての通知が出されましたが、かつての水銀摂取の客観的資料での裏付けを求めるなどの厳しい条件がつけられており、被害者からは、救済の拡大につながっていないという声があがっています。



Q16 被害を受けた人たちは、補償(救済)を求めてどんな活動をしたのですか?



A16 原因をはっきりさせ、補償(救済)することを求めて裁判を起こしました。

最初に新潟水俣病が発生した当時、被害を受けた人たちは、原因企業の昭和電工は責任を認めなかったため、補償(救済)を求めて裁判を起こしました。これは日本で最初の公害裁判となり、この後、各地で公害裁判が起こされることになりました。

その後、認定を申請する人が多くなりましたが、国が判断条件※8をより具体化※9したことから認定されない人も多くなり、国の責任や被害者の救済を求める裁判が何回も繰り返されています。

現在も、新潟水俣病患者たちは、この経験と教訓を多くの人に伝えるとともに、被害を受けたすべての人の救済を求める活動を続けています。